

Title	親族関係と社会組織 (上)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.1 (1921. 1) ,p.103- 115
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210101-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

漢の文帝景帝の時韓生は推詩之意、而爲内外傳數萬言たる現存の韓詩外傳四に於て詩經に在る中田有廬疆場有瓜なる句を解して

古者八家而井、田方里爲一井、其田九百畝、八家爲鄰、家得百畝、餘夫各得二十五畝、家爲公田十畝、餘二十畝爲廬舍、各得二公半、

と云へり。是れ穀梁傳を演述したるものにして其中韓生が公田を八十畝となし各家は各々百十畝の田を耕作すとなしたるは其後唱へられたる什一、一在十之外の根原也。然れどもこは恐らく韓生が穀梁傳に在る公田爲居、井灶菑盡取焉を以つて中田有廬疆場有瓜なる詩を連想して餘夫二十畝爲廬舍と計算せしものなるべし。こは清楚極まる井田制に非ずして何ぞや。爾雅は漢代

如斯古典籍中の文字を以つて井田制度存在の證據となすは當然不可能の事也。

(註一)孟子が耕者助而不税を希望して課税に賛成せる事及び國中什一使自賦と云ふを觀れば賦と税との相違は明瞭識別するを得。

(註二)建設第二卷第五號九二頁に在る季融五先生の所論參照

(註三)同上、

(註四)建設第二卷第一號一六八頁——一六九頁參照

(註五)王莽は自ら天下を取れる後

更名天下曰曰王田、不得賣買其、男口不、過八而田過二井者、分餘田與九族鄉黨、犯令法、以法なる勅命を出して、Dio Cassius を建設せんとせしが久しからずして此 Dio Cassius 崩壞せり。

(註六)建設第二卷第一號一六四頁——一六六頁參照

(註七)建設第二卷第一號一六七頁——一六九頁參照

(ハ)私見

春秋、左傳、公羊傳、穀梁傳等に見ゆる初稅畝なる文字が井田制度の存在に何等の論據を與ふるものに非ずとなすの點に於て筆者は胡適之先生一派の所論に同意す。乍然胡適之先

の經說を輯成したるものにして又其後の學者は漢儒の經說を以つて此の爾雅をば注釋したるものなれば之れを周公が作り孔子が完成したるものとなすが如きは實に言語同斷なり。

食貨志は元來韓詩外傳と周禮とを參酌して作られたるものにして其所論に於て韓詩外傳に在る公田十畝餘二十畝爲廬舍を採用せしかば其説く井田論は從來の夫れとは異なるもの也。

何休、公羊、解詁と周禮、孟子、王制、韓詩外傳、食貨志等を參照して井田論を組立てたり。其所論は周禮の三等授田制を廢して一律に各人百畝を受くるものとなし其調劑策として三年一換主易居なる句を加へたり。

春秋井田記、後漢書劉寵傳は何休の説と同なり。

生が古代に於ては税なるものなしと云へるに對しては反對せざるを得ず。蓋し當時一般人民が諸侯の所有地を佃作する以上は又國費の増加する以上は當然諸侯は一般人民に税を課したるが故也。然れども貢なるもの決して存在せずと云ふには非ず。(未完)

親族關係と社會組織(上)

野村兼太郎

本論文は W. H. R. Rivers 著 "Kinship and Social Organisation" の抄譯紹介である。

此の論文の目的は親族關係と社會組織との密接なる關係を明確にしやうと云ふにある。加ふるに是等の關係の根底をなす結婚制度に就いて少しく論じやうと思ふのである。

同族關係に就いて吾人の最も興味を牽くものは等級制度 "Classificatory System" である。等級制度には種々あるが、一例を挙げれば父の兄弟はすべて父であり。母の姉妹はすべて母である。と云ふやうなもの一つである。今此の問題に關する議論を一瞥する必要がある。先づ第一に挙げなければならぬのは Lewis Morgan である。彼は同族間の指示する方法を明かにしたのみならず、其の莫大なる材料を蒐集した點に於いて第一である。と云はなければならぬ。然し乍ら此の材料の多過ぎることが、却つて彼の著作に累をなした。然し是は寧ろ附隨的原因であつて、其の主なる原因は彼が其の材料に依つて同族の等級制度の術語と社會組織の形式との關係を明瞭にするだけで満足しなかつたが爲めである。彼は更に進んで其の術語の起源と社會組織の形式と直接關係せしめやうとし

た。而して其の結論として示すところは男女混交の團體結婚に依る社會状態であつた。これ一部の攻撃を受くるところとなつた所以である。Morgan の反對者として John Ferguson McLennan を述べる必要がある。彼は家族關係を指示する言葉は單に社會的交際の禮儀上に用ひられたに過ぎないと云つて居る。従つて彼に従ふ者は等級制度は單に呼び懸けの言葉、交互の會釋であると主張して居るが、それなら何故等級制度の言葉が會釋となつたかと云ふことに就いては彼等は説明して居ない。Morgan 及び McLennan が共に等級制度を以つて社會状態に依つて決定されたものであるとして居るのに對して Kroeber 教授は反對した。斯の如き同族間の言葉は社會的原因に依つて使用されるのではなく、言語的、心理的原因に基づくものであるとした。是等の所説を一々こゝにしてさうだらうか。

紹介する餘裕がないが、兎に角 Morgan の所説に對する反對として大體二つ擧げることが出来るだらう。即ち第一は等級制度は呼びかけの言葉であるに過ぎないと云ふこと、第二は斯の如く關係を表示する方法は社會的に定まるものでなくして、心理的に決せらるゝものであると云ふことである。以下順次其の當否に就いて述べやうと思ふ。

II

Morgan は等級制度に深く感じたものらしい。彼は其の材料を North American Indians から得たのであるが、McLennan も亦 Morgan の蒐集した證據に従つたのである。従つて其の強調するところの影響を受けたことは勿論である。然るに尙ほ McLennan は Morgan の所説を否定して等級制度は呼びかけ、會釋に過ぎずして、社會組織に重大なる關係なしとして居るが、果

或ひは一般的であるとは云へないかも知れないが、等級制度に用ひられる名稱は亦社會的實際行爲と關係があるやうに思はれる。例へば言葉を以つて呼ばれて居る人に對しては、必ずある一定の行動をしなければならぬが如きである。其の人に對してある義務を負ふとか、ある特權を持つとかするのである。今こゝに一例を擧げる。

Banks Island に於いて二人の義兄弟 (brothers-in-law) の間に用ひられる言葉は wulus, walus, walui である。而して是等の言葉の一つを他に適用した者は其の名を呼んではならない。又二人は如何なる場合も極めて互に親密でなければならぬ。又ある島 Merlav の如きは是等の親族間にあつてはすべてのものが共有である。危険に際しては互に扶助し、忠告する。必要の場

合には自己の生命をも賭する。若し一人が死ぬば他の者は其の遺族を保護する。更にこゝに面白い規定がある。それは頭の神聖に關する規則である。義兄弟の頭の上にあるものは何ものも雖も取つてはならない。其の頭の上を翔んだ鳥さへ食してはならぬと云ふのである。ある者に「是はお前の義兄弟の頭だ。」と云ひさへすれば云はれた者はそのもの、使用を拒まれる。若しそれが食物なら食べられない。若しそれが作られるもの例へば筵のやうなものなら、其の製造さへ中止しなければならぬ。唯僅かに其の頭の所有者たる義兄弟に謝罪した後、製造を繼續することが出来る。斯の如き習慣は吾人より見れば極めて滑稽に見えるが、彼等にとつては甚だ重大なる實際問題である。以上述べたところらに依つても、等級制度の稱呼と社會制度と關係あることを知り得るだらう。勿論すでに述べ

たるが如く、是等の慣習が一般的であるとは云へない。然し是等を嚴密に調査すればする程、現在現れて居るよりも一層重大な意義を有するものと云へやう。

以上の點より見て吾人は吾人自身のそれと比較して、二個の相違を知り得る。第一に現在にあつては社會制度と親族關係と關聯甚だ少なきこと。第二によしある制度が關係ありとしても殆ど個人間に制限されて居て、ある階級の個人全體に關することはない。

更に吾人の注意すべき點は斯の如き親族間の稱呼の存在するとしなむに依つて、親族關係に關する特別の規定の存在が決定されることである。Polynesia 中 Hawaiians の Niue の住民は母の兄弟と父との稱呼に區別がない。従つて母の兄弟に歸すべき特別の義務、制限、特權等はない。之に反して同じ Polynesia の内でも

Tonga の Tikopia では母の兄弟に特別の稱呼があるからして、又従つて特別の規定が存在する。

西 Solomon 島は母の兄弟の特別の稱呼を發見し得ない Melanesia 中の唯一の場所であるが、又此の血族に對して何等特別の制度の存在を發見し得ない唯一の島である。

吾人の研究は勿論完全であるとは云へない、が少くとも是等兩者の間に關係のあることは否定し得ないだらう。次に Melanesia の Polynesia に於ける他の血族關係を調べて見ると、最も著しい例外は Banks Islands に於いて父の姉妹に關する特別の稱呼がないにも拘らず、甚だ重大な特別の制度が存在して居ることである。是等の島に於いて父の姉妹は *vev* 若しくは *veve* として母と等しくされて居る。然し是とても完全に一般的になつて居ると云ふ譯ではない。母と區別して *veve vus rawe* と呼ばれて居ることも

ある。

以上述べて來た如く等級制度の稱呼が單に社會制度に影響あるに止まらず、其の稱呼の有無が制度の有無に密接なる關係がある。McLennan が是等の稱呼を單なる呼びかけ、會釋の一種に過ぎないとして、自ら問を發して「如何なる義務、如何な權利が等級制度中の親族關係に依つて影響されるか。」と云ひ、自ら答へて曰く「全く無し。」と云ふ。(McLennan: "Studies in Ancient History" p. 366) 若し McLennan にして以上述べた實例の一つでも知つて居たならば、恐らく斯の如き斷定を下すのを少くとも躊躇しただらう。

次に Morgan に對する第二の攻撃の當否を考へて見やう。即ち親族關係の言語の起源を社會狀態に求めずして、心理學に従つて説明せ

るが如く、是等の慣習が一般的であるとは云へない。然し是等を嚴密に調査すればする程、現在現れて居るよりも一層重大な意義を有するものと云へやう。

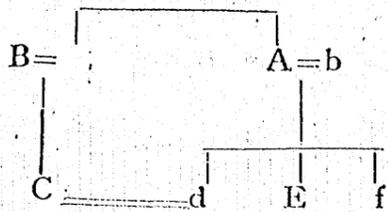
んとするものである。

吾人は先づ斯の如き議論の起りから研究する必要がある。世界のある一部で新しい現象を發見すると他の部分にも同様な現象を求めんとするのは自然な傾向である。Morgan が生存して居た頃は丁度人性學者(Ethnologists)が人間文化の同一性に就いて最も興味を有して居た時代であつた。従つて彼も亦此の影響を受けたことは疑ひを容れない。彼は世界を通じて等級制度の同一性を認めやうと欲した。而して是等の制度を研究して、是を人類社會の歴史の階段としやうとするに至つた。而して彼自身の研究たる北亞米利加に於ける制度の種類も、印度人や太平洋洲民の制度の相違等を輕々に看過してしまつたのである。かくて McLennan の攻撃も受けるに至つた。然し等級制度の社會的重要さは直ちに認められるやうになつて、J. Kohler は其の著

「結婚の太古史」"Zur Urgeschichte der Ehe"に於いて Morgan に依つて無視された各等級制度の相違を細論し、更にそれ等の制度は其の制度を實行して居る人種の結婚の形式に依つて説明し得ることを示した。以下論述に際しても略々是に従ふ積りである。即ち先づ最初、等級制度の相互の形式の相違を明かにする部分は直接其の制度を實行する人種の社會的法制に依つて決定されることを明かにし、而して是が許容されて後、等級制度及び他の制度の社會的法制との關係を概論して見やうと思ふのである。

最も多く行はれたる結婚の形式は母方の兄弟と父方の姉妹、若しくは父方の兄弟と母方の姉妹、即ち從兄弟從姉妹の婚姻であつて、實際に多く是等の親族の一人を選ぶに限られて居た。斯の如き結婚はある大なる影響がある。今説明の便宜上是を圖に依つて示さう。

第一圖



(大文字は男子、小文字は女子を示す。以下是に同じ。)

Cとdと結婚した結果如何云ふ關係が彼等の間に生ずるか。そは圖の示すが如くCにとつて結婚前は單に母の兄弟であつたAが妻の父となり、母の兄弟の妻であつたbが妻の母となる。同様なことがAに就いても、bに就いても云へる。すべての者に密接な關係を生ずる。而して斯の如き結婚が各從兄弟從姉妹の間に行はれたなら、各自の關係が極めて密接になることは論ずる迄もないだらう。更に此の結婚制度が常則となるに至れば、母の兄弟と父の姉妹の夫とは同

一人になる。同様に父の姉妹は母の兄弟の妻である。即ち第一圖にすればBとbとは同胞であり、従つてAは直ちにCの母の兄弟であると共に父の姉妹の夫でもある。同時にbは父の姉妹であり、母の兄弟の妻である。尙ほ母の兄弟は義父(father-in-law)であり、父の姉妹は義母(mother-in-law)である。即ち此の種の習慣に依つて母の兄弟、父の姉妹の夫、義父、此の三つの親族關係が同一人になる譯である。同様に父の姉妹、母の兄弟の妻、義母に就いても云へる。今此の實例を擧げる。FijiのMbauの方言ではvungoは母の兄弟、父の姉妹の夫、義父を指す。pogaiは父の姉妹、母の兄弟の妻、義母に用ひる。avaleと云ふ言葉は母の兄弟の息子、父の姉妹の息子及び妻の兄弟、姉妹の夫に用ひられる。ndavolaは母の兄弟の子供、若しくは父の姉妹の子供(諾手の性の相違に依つて)に

用ひられる許りでなく、話手が男性である時には其の妻の姉妹及び其の兄弟の妻を呼ぶ時に用ひ、女性の場合には其の夫の兄弟及びその姉妹の夫に對して使はれる。

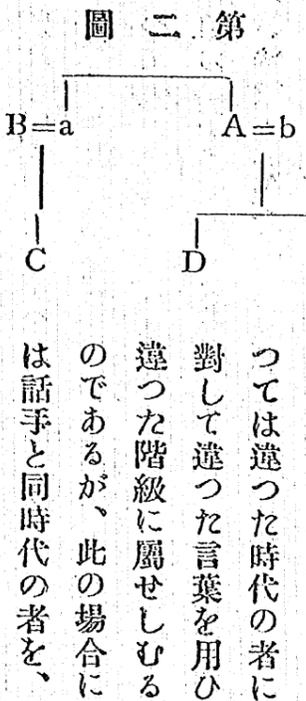
此の Fijian の制度は敢て Melanesia のみに止まらず。New Hebrides の南方の島々、Tanna, Fromanga, Anateum 及び Aniwa 等に於いても同様の例證が擧げ得る。然しこゝに一々列記する餘裕がないから、直ちに斯の如き Melanesian の制度が心理的親密性に依つて果して説明し得るや否やに就いて考究しやう。若し従兄弟従姉妹同士の間結婚と云ふ習慣がないとしたなら、義父と父の兄弟、義母と母の姉妹と同一の親密さを有し得るだらうが。又従兄弟同士の親密さは如何、假りに従兄弟の結婚制ありとして見やう。確かに其處に心理的親密さはある。然し吾人は尙ほ此の心理的親密さを重要視するを得ない。

何故ならこゝに云ふ親密の程度は單なる二つの親族關係を表示するのでなくして、同一人を示すのであるからである。よしんば其の心理的親密さを假りに許容するとしても其の親密の依つて生ずるところが従兄弟の結婚にありとするならば、親族關係の言葉が社會的に影響されないこと云ひ得るだらうか。即ち社會的の制度に基いて親族間の等級制度の言語が生じたのではないのか。

四

次ぎに更に Melanesian の結婚法の他の形式を考察することに依つて、等級制度に使用される言語が社會状態に依存することを明白にしやう。
Dr. Codrington の報告に依れば Banks Island の親族關係の制度は特徴のあるものである。
(Codrington:—"The Melanesians," p. 38.) 簡單

に云へば従兄弟同士の結婚が互に親子の關係に立つのである。即ちある男が彼の母の兄弟の息子に對して、他ならば自分の息子に用ひると同じ言葉を以つて呼ぶのである。第二圖の C は D と e とに普通その息子娘に對する言葉を用ひ、D と e は C を他ならば父と呼ぶ言葉を適用する。普通の等級制度にあつては違つた時代の者に對して違つた言葉を用ひ違つた階級に屬せしむるのであるが、此の場合に



は話手と同時代の者を、或ひはより古き時代の者と、或ひはより若き時代の者と同一視するのである。

先づ斯の如き場合、如何なる心理的親密さが斯の如き稱呼を生じたか。恐らく明確なる答を

得ることは困難であらう。轉じて Banks Island 人の實際社會の習慣を觀察して見やう。Dr. Codrington に是等の島に於いて Ganviris が語つたところに依れば、一人の男が其の母の兄弟の妻の一人に結婚することがある。更に此の結婚の形式は嘗つて以前に此の島に流行した許りでなく、今尙多少變つた形式で行はれて居る。即ち昔は母の兄弟が多くを有つて居れば、その一人と結婚したのであるが、今は母の兄弟の寡婦と結婚するやうになつた (Codrington:—op. cit. p. 384.) 即ち此の島に於ける特種の言語は斯の如き結婚制度より生じたものと云へやう。若し第二圖に於いて C が b と結婚するならば叔父の子供たる D と e とは親子の關係に立つ譯である。

次に親族關係の等級制度の社會的意義を更に明確にする爲めに Northern New Hebrides 中

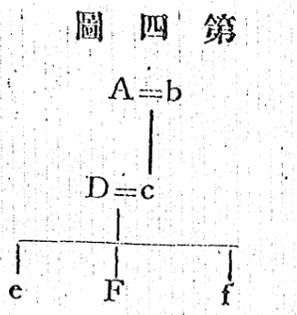
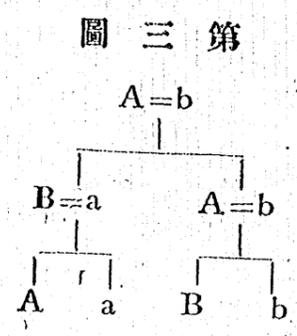
① Pentecost の島に就いて述べやう。此の島の親族關係の表示は甚だ複雑、且つ特異な特徴があるので、殆ど事實と信ぜられない位である。然し各獨立に調査して見た結果は全く同一であつて信ずるに足ると思ふ。其の特徴は二時代に別れて居る親族を一つの範疇を以つて表現するのであつた。例へば母の母は姉と同じ稱呼を以つてした。又妻の母は娘と同じく、妻の兄弟は娘の息子と稱せられた。今先づ結論を云ふと此の特徴も亦社會的結婚制度の結果であると斷定する。

余 (W. H. R. Rivers) が同島に於いて發見したところのものは此のことを裏書するものである。即ちある男が其の母の兄弟の妻と結婚するそのみならず Pentecost の制度によれば此の種の結婚を重ねてすることが出来るのである。Pentecost の特種の形式は二つの部分に分ける

ことが出来ることであつた。而して一つの部分に屬するものはすべて母の兄弟の妻と結婚することに依つて説明されるのである。而してそれは話手の同時代の者であるか否かに論なく共通に使用される。他の部分は時代を異にした者が互に同時代の親族を區別するに用ひる言葉より成立つ。そこで兩者が共通になると、第一の部分は一時代を隔てた人々の結婚に依つて説明されたのであるから、二時代離れた人々を一つの階級に區別することになり、従つてこゝに時は二時代離れた人々の結婚が惹起されたのであつた。斯の如き二時代を離れた云は、祖父母と孫との結婚が行はれたやうな社會の觀念は多少普通のものゝ異なる。此の社會の觀念を知る手掛りは John Pantun と稱する Banks Islands の一土人より得られた。彼は屢々自分の島を Pentecost 教師をして居た。彼は屢々自分の島を Pentecost

との慣習の相違を物語つたが、ある日彼は「オ、Raga. (Pentecost Island のこと)と云は孫娘と結婚する場所です。」と告げた。かくてこゝに疑問となるのは結婚する孫娘の種類であつた。息子の娘か、娘の娘かと云ふ問題である。然し此の疑問も Pentecost の社會組織の性質を調ぶるに及んで明白になつた。

此の島の社會は二つの基礎の上に成立する。其の基礎はある男が反對側のある女と結婚しなければならぬと云ふ母系統を伴つて居るのである。第三圖に於いてAとaとは同一側の男女であり、Bとbは他の側のものとする。



此の圖の場合ある、男と其の息子の娘との結婚は問題にならない。何故ならAがaと結婚するのでは同一側に屬するからである。従つて此の際は娘の娘と結婚すべきことになる。一々是を説明して居ると甚だ煩雜であるから第四圖に示した例に従つて論述しやう。此の圖は次ぎの如きことを示す。即ち若しAがeと結婚したならば、結婚前まではAの娘であるcが其の妻の母となる。娘の婿たるDは妻の父である。同様にAの娘の息子たるFは妻の兄弟に、娘の娘たるfは妻の姉妹になる。最後に逆に考へれば此の結婚前にはFとbの娘たるeはAと夫婦となることに依つて、母の母となる譯である。

以上の記述をなして、こゝに Pentecost の言辭に就いて調べる必要がある。妻の母及び娘は共に *ma* と呼ぶ。娘の夫と妻の父とは何れも

bvailga であつた。娘の子供は mabi と呼んだが、此の言葉は亦妻の兄弟姉妹にも用ひられる。且つ最後に母の母は姉と同じく tuaga と呼ばれた。

叙述を簡單にする爲めにある男が其の娘の娘と結婚すると假定することにした。然し等級別の原則に依つて其の男の兄弟の孫娘と結婚した場合も同様に云へるのである。こゝにも又共通がある。即ち夫の兄弟と母の父とを共に sibi と稱したのである。是は自身の孫娘と結婚する時は生じない筈であるが、兄弟の娘の娘と結婚すれば極めて自然な結果である。即ち A の兄弟が e と結婚した場合である。而して恐らく Pentecost の結婚は娘の娘を妻とするよりも、兄弟の娘の娘を妻にする方が多かつたのであらう。John Pantutun と話した後、幸に Pentecost 人の一人に會つた。其の者の云ふところに従へば、

上は、更に一步を進めて如何なる程度まで現に存在して居ない社會制度を、其の制度の結果とする親族關係の言辭の内に發見して是を確實になし得るかと云ふ問題に就いて論じなければならぬ。(未完)

アーサー・ペンティの歴

史觀 (一)

加田 哲二

ある社會思想の根本觀念の構成される基礎となるものは、多く歴史的經驗の認識である。Kropotkin の無政府共產主義は、それが多數の批評家によつて、空想的であるとせらるゝに拘らず、Kropotkin 自身は全く科學的研究の結果到

自身の孫娘との結婚は禁せられて、唯兄弟の孫娘にのみ制限されて、今尙ほ現に存在して居ると云ふことである。此の事實は更に Australia の Diern に於いても存在して居たことであるが、こゝには煩はしから省略する。(Howitt: "Native Tribes of South-East Australia." pp. 164, 177.)

斯の如き事實が如何にして心理學的に説明することが出来るか。祖母と姉妹、義兄弟と祖父、是等の間に心理的類似があるだらうか。特別な社會の親族關係を離れては何等の類似も認められない。よし斯の如き心理的類似ありとするも、それならば何故 Pentecost や Diern に限つて言語上に現れたのか。斯の如きは唯其の特異の社會狀態ありしが故のみ。

吾人は以上の論述に依つて等級制度の特種形式が特種の社會組織に基くことを明かにした

着した所であるとしてゐる。即ち人間の理智を超越した相互扶助の社會に存することに立論し、人類本來の性質が自由發意と自由合意とに存し、従つて、人類は外的壓迫より免れるときのみにおいて、その眞の性質を發揮すとなした。かゝる點から彼はその無政府主義に到達してゐる。而して、彼は産業界の趨勢が集中より分散へ行き、人間が何等の報酬てふことを考へず、たゞその必要でふことを思ふときのみ社會的進歩は可能であつたと云ふ點から、その共產主義に達し、かくてその全體の社會思想たる無政府共產主義に達してゐるのである。(相互扶助論 大杉榮氏譯、Anarchist Communism, Anarchist Morality, Conquest of Bread. 大杉榮著クローポトキン研究參照)

集産主義に就ても同様のことが云へやうと思ふ。集産主義の一例として、先づ Sidney Webb 著